

2024年3月1日

施設利用規程 新旧対照表

※下線部が改定箇所

現行規程	改定規程(案)
本規程は、 <u>株式会社東急スポーツオアシス</u> が運営管理する各施設(以下総称して「本施設」という)の利用に関する基本的事項を定めるものです。	本規程は、 <u>株式会社スポーツオアシス</u> が運営管理する各施設(以下総称して「本施設」という)の利用に関する基本的事項を定めるものです。
第1条 (運営管理会社) 本施設の運営管理会社は <u>株式会社東急スポーツオアシス</u> (以下「会社」といいます。)があたります。	第1条 (運営管理会社) 本施設の運営管理会社は <u>株式会社スポーツオアシス</u> (以下「会社」といいます。)があたります。
第35条 (発効) 本規程は <u>2022年4月1日</u> より発効とします。	第35条 (発効) 本規程は <u>2024年4月1日</u> より発効とします。